

平成25年4月1日

お客様各位

## 『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者(売主・貸主)に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
  - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
  - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく、当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。 等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

(注) 反社会的勢力排除条項を導入した契約書の使用を希望されない場合は、反社会的勢力排除条項のない契約書を使用することも可能です。

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
社団法人全日本不動産協会  
一般社団法人不動産流通経営協会  
一般社団法人日本住宅建設産業協会

## 暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書

株式会社ビーロフト

代表取締役社長 宮内 誠 殿

- 1 私(当社)は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
  - ① 暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - ④ 暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋、特殊知能暴力団等 ⑦その他前各号に準ずる者
  
- 2 私(当社)は、現在又は将来にわたって、前項に規定する者と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。
  - ① 前項に規定する者によって実質的に経営を支配される関係
  - ② 前項に規定する者を不当に利用する関係
  - ③ 前項に規定する者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④ 前項に規定する者であることを知りながら、その者や家族に関する行事に出席し、自己や家族に関する行事に前項に規定する者を参加させるなど社会的に非難されるべき関係を
  
- 3 私(当社)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
  
- 4 私(当社)は、本契約に関連して締結する契約(以下「関連契約」という。)及び当該関連契約が下請又は委託の契約(以下「関連契約等」という。)であって、それが数次にわたる場合には、私(当社)が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約の相手方との関係において、次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約いたします。
  - ① 関連契約等の相手方が前第1項及び第2項に該当せず、将来においても前第1項から第3項までに該当しないこと。
  - ② 関連契約等の相手方が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
  
- 5 私(当社)は、関連契約等の相手方が暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報の協力することを表明・確約いたします。
  
- 6 私(当社)は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(当社)の責任とすることを表明・確約いたします。

以上

平成 年 月 日

所在・住所

商号

役職・氏名(自署)

印